

## 保守委託仕様書

### (保守対象機器)

物件名 : GE ヘルスケア製外科用移動型 X 線透視装置  
設置施設 : 長崎みなとメディカルセンター (長崎市新地町 6 番 39 号)  
契約期間 : 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日  
保守内容 : Intelligent Support+

### (保守対象機器構成)

No.	名称	製造番号	内訳	購入年	数量
1	移動型デジタル式 汎用 X 線透視診断装置 OEC9900 SUPER-C9	CY0769	外科用システム本体 各種モニター 各種記憶装置 システムソフト、 アプリケーションソフト等 ソフトウェア一式	平成 29 年 12 月	一式
2	移動型デジタル式 汎用 X 線透視診断装置 OEC9900 SUPER-C9	CY0743	外科用システム本体 各種モニター 各種記憶装置 システムソフト、 アプリケーションソフト等 ソフトウェア一式	平成 28 年 3 月	一式

### (保守の目的)

本保守は外科用移動型 X 線透視装置 (以下「機器」という。) を適正な状態で有効に活用できるように維持整備すること及びそのための保守業務を含む総合的なサービスを円滑に処理できるようにすることを目的とする。

### (保守業務の内容)

保守業務の内容は次のとおりとする。

#### (1) サポート業務

故障の発生時に、発注者から依頼を受けて、電話により受注者が発注者の行う故障修復に関わる判断を支援する業務。

#### (2) 故障修復業務

故障の発生時に、発注者から依頼を受けて、受注者が機器設置場所にて行う故障修復に関する業務。

(3) 点検整備業務

本保守対象機器に対して、当該機器設置場所にて行う点検及び整備に関する業務。(1台あたり年1回)

(4) 指導業務

本保守対象機器に対して、発注者から依頼を受けて、電話により操作を指導する業務。

(作業時間等)

保守業務及び保守業務の受付時間は、原則として以下に定める時間内に行う。

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(1月1日から同月4日及び12月30日から同月31日)を除く平日 9時～18時

(免責)

1. 次の各号に該当する機器の不具合については、受注者は本保守における責任を負わないものとする。

- (1) 火災、風水害、地震、落雷、津波等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合。
- (2) 受注者または受注者の指定する者以外による改造、修理若しくはオーバーホール等に起因する不具合。
- (3) 機器の取扱上の注意事項及び関連する法令等に則った稼動環境又は使用方法を越えた状況での受注者又は受注者の指定する者以外による使用若しくは保管等(移設又は据付を含む。)に起因する不具合。
- (4) 機器以外のもの(発注者の指示に基づき発注者が行った設計又は作成した仕様による機器を含む。)又は機器の設置環境に起因する不具合。
- (5) 機器と互換性がない部品等を機器に搭載したことに起因する不具合。
- (6) 発注者の責に帰すべき理由に起因する不具合。
- (7) 受注者の合理的な範囲の管理責任を超えた事由に起因する不具合。

2. X線管球、イメージインテンシファイヤ、消耗品、補用品、他社製品及び契約外オプション品については、本保守内容の対象外とする。

(個人情報の保護)

1. 受注者は、保守に附帯して発注者から提供(預託を含む)を受ける個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報(他の情報を容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することが可能となる情報を含む。以下「個人情報」という。)を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、発注者の書面による承諾を得ることなく、本保守業務の履行以外の目的のために利用し、

又は第三者（ただし約款第 3 条に規定する発注者の承諾を得た第三者は除く）に利用させ若しくは開示、漏洩してはならない。

2. 受注者は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
3. 受注者は、本保守契約の終了等により発注者より提供を受けた個人情報を保持する必要がなくなった場合、発注者の指示に従い、当該個人情報の返却又は消去等必要な措置を講じるものとする。

#### （委託料の支払）

委託料の支払いは年 2 回払いとする。受注者は各機器の保守点検業務完了後、その旨を発注者に通知し、検査を受け、その検査に合格したときに委託料の支払を請求することができる。

#### （その他）

1. 受注者は、保守点検作業中において発注者の機器を滅失又はき損したときは、原状回復するものとする。
2. 本業務の実施に必要な事項が生じた場合は、発注者・受注者が速やかに連絡を取り合い、適切な保守点検を実施するものとする。
3. その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者にて双方別途協議のうえ決定することとする。